

議案第18号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月14日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成12年板橋区条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表17の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に、「の交付又は戸籍に記録されている事項の証明手数料」を「又は戸籍証明書の交付手数料」に改め、同表18の項の次に次の1項を加える。

18の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるもの）に限る。以下この項及	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円
--	----------------------	---------------------	------

び20の2の項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

別表19の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に、「の交付又は除かれた戸籍に記録されている事項の証明手数料」を「又は除籍証明書の交付手数料」に改め、同表20の項の次に次の1項を加える。

20の2	戸籍法第12	除籍電子証明書	除籍電子証	700円
------	--------	---------	-------	------

0条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合にお

提供用識別符号の発行手数料

明書提供用識別符号1件につき

ける当該発行を除く。)

別表 2 1 の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「又は届書等の記載事項」を「、届書等の記載事項又は届書等情報の内容」に改め、同表 2 2 の項中「事務」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を、「届書等」の次に「又は届書等情報の内容を表示したものを」を加え、「1 件につき」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件につき」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

(提案理由)

戸籍法の改正に伴い、戸籍の広域交付に係る規定、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行手数料に係る規定等を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。